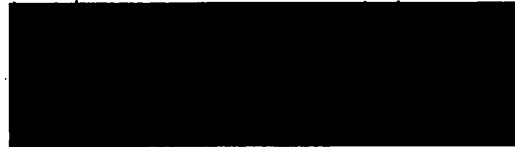


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が、令和元年9月4日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年7月30日付けで行った4件の保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年7月25日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年7月30日付けで、請求人に対し、同年5月分の保護費について、同月分の年金に係る収入認定額を変更する保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- 3 処分庁は、令和元年7月30日付けで、請求人に対し、同年6月分の保護費について、同月分の年金に係る収入認定額を変更する保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- 4 処分庁は、令和元年7月30日付けで、請求人に対し、同年7月分の保護費について、

同月分の年金に係る収入認定額を変更する保護変更決定処分(以下「本件処分3」という。)を行った。

5 処分庁は、令和元年7月30日付けで、請求人に対し、同年8月分の保護費について、同月分の年金に係る収入認定額を変更する保護変更決定処分(以下「本件処分4」といい、本件処分1、本件処分2及び本件処分3と併せ、「本件処分」という。)を行った。

6 請求人は、令和元年9月4日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

平成30年10月31日振込から平成31年3月29日振込まで計6回分の保護費について、老齢年金及び企業年金の収入認定額の変更が考慮された金額になっていなかった為。

(2) 審理員は、令和元年11月25日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和4年1月11日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年7月30日付けの本件処分1通知書には、「保護変更 令和元年05月01日」、「保護決定理由 令和元年5月から企業年金の収入認定額を変更します。この変更により生じる5月分保護費の追給額を算出します。」、「生活扶助 合計 113,390」、「収入充当額 84,312円 過払充当額等 3,882円 合計 88,194円」、「扶助額 住宅扶助 25,196円 合計 25,196円」、「既支給額 9,931円」、「支給額 15,265円」、「今回支給額 15,265円」との記載がある。

イ 令和元年7月30日付けの本件処分2通知書には、「保護変更 令和元年06月01

日」、「保護決定理由 令和元年6月から老齢年金の収入認定額を変更します。この変更及び令和元年5月からの企業年金の収入認定額の変更により生じる6月分保護費の追給額を算出します。」、「生活扶助 合計 113,390」、「収入充当額 84,383 円 過払充当額等 3,882 円 合計 88,265 円」、「扶助額 住宅扶助 25,125 円 合計 25,125 円」、「既支給額 9,931 円」、「支給額 15,194 円」、「今回支給額 15,194 円」との記載がある。

ウ 令和元年7月30日付けの本件処分3通知書には、「保護変更 令和元年07月01日」、「保護決定理由 令和元年5月から企業年金、令和元年6月から老齢年金の収入認定額の変更により生じる7月分保護費の追給額を算出します。」、「生活扶助 合計 113,390」、「収入充当額 84,383 円 過払充当額等 3,882 円 合計 88,265 円」、「扶助額 住宅扶助 25,125 円 合計 25,125 円」、「既支給額 9,931 円」、「支給額 15,194 円」、「今回支給額 15,194 円」との記載がある。

エ 令和元年7月30日付けの本件処分4通知書には、「保護変更 令和元年08月01日」、「保護決定理由 令和元年5月から企業年金、令和元年6月から老齢年金の収入認定額の変更により生じる8月分保護費の追給額を算出します。」、「生活扶助 合計 113,390」、「収入充当額 84,383 円 過払充当額等 3,882 円 合計 88,265 円」、「扶助額 住宅扶助 25,125 円 合計 25,125 円」、「既支給額 9,931 円」、「支給額 15,194 円」、「今回支給額 15,194 円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年11月22日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

(ア) 平成29年7月25日
請求人の生活保護を開始。

(イ) 平成29年8月10日
生活保護のしおりを用いて収入申告が必要であることについて説明し、説明を受けたことについて、請求人から「生活保護法61条に基づく収入の申告について(確認)」を受領した。

同日、請求人の企業年金収入について、収入申告及び挙証資料の提出がないため、保護開始時の平成29年7月25日に提出された通帳履歴により企業年金額を確定

し、月額 15,742 円で企業年金収入認定を開始。

(ウ) 平成 30 年 1 月 12 日

請求人より収入申告書（平成 29 年 7 月から平成 29 年 12 月分）を受理。企業年金についての届出はなし。

(エ) 平成 30 年 4 月 6 日

請求人より収入申告書（平成 30 年 1 月から平成 30 年 3 月分）を受理。企業年金収入額（15,742 円）についての届出あり。収入認定額変更が必要ないことを確認した。

(オ) 平成 30 年 10 月 15 日

請求人より収入申告書（平成 30 年 6 月の年金額記入用）を受理。企業年金についての届出はなし。ただし、提出された通帳履歴にて企業年金収入額に変更ないことを確認。

(カ) 令和元年 6 月 17 日

請求人より収入申告書（令和元年 6 月の年金額記入用）を受理。企業年金についての届出はなかったが、提出された通帳履歴にて企業年金収入額が変更されていることを確認。また、同時期に実施していた令和元年度税務調査においても疑義が生じていたこともあり、企業年金収入額の変更開始月を確認調査するため、令和元年 7 月中旬に請求人に企業年金収入額が記載されている資料の提出を指示。

(キ) 令和元年 7 月 26 日

請求人より提出された通帳履歴により企業年収入金額が平成 30 年 6 月より月額 477 円に変更されていることが判明。

(ク) 令和元年 7 月 30 日

企業年金収入額変更の確認月である令和元年 7 月の前々月である令和元年 5 月から当月 7 月分まで、ならびに令和元年 8 月分の企業年金収入認定額の変更に伴う追給額を支給することを決定。

同日、本件処分内容及び経過について、入所先の施設長に対し説明した。

イ 保護決定処分について

本件処分については、請求人が企業年金額が変更された平成 30 年 6 月の時点で、法第 61 条に基づく届出の義務を怠ったことが起因である。

また、平成 30 年 10 月の収入申告書に企業年金額が変更された旨の記載や変更通知書等の添付はなく、通帳履歴においても企業年金収入額が変更されていると明確に確認できる内容ではなかった。

さらに、令和元年 6 月に提出された収入申告書においても企業年金額が変更された旨の記載や変更通知書等の添付はなかったが、通帳履歴において企業年金収入額が変更されていることを確認したものの変更開始月や変更経過を確認するには不十分なものであった。

同時期に処分庁が実施していた令和元年度税務調査において、市税事務所が認定した年金額と保護費における企業年金収入認定額が異なっていることを発見し、処分庁からの指示により令和元年 7 月 26 日に提出された通帳履歴において、平成 30 年 6 月以降の企業年金収入額に変更があることが明らかになったものである。

よって、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 13 - 2 答 1 に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は 3 か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべき」であり、「3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあること及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 10 - 2 - (8) に基づき、確認月である令和元年 7 月分から、その前々月である令和元年 5 月分から 7 月分まで、及び確認月の翌月の令和元年 8 月分の企業年金収入にかかる収入充当額の認定変更より生じる追給額として、令和元年 5 月分は、企業年金収入認定額の変更差額(15,742 円 - 477 円)である 15,265 円、令和元年 6 月から 8 月分は、企業年金収入認定額の変更差額(15,742 円 - 477 円)である 15,265 円に、令和元年 6 月分から認定額変更となる老齢年金収入認定額の差額(87,735 円 - 87,806 円)である戻入額 71 円を計上した 15,194 円を各々算出し、支給すると決定したものである。

以上のとおり、本件処分には違法及び不当な点はないことから、本審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が平成 30 年 4 月 6 日に受理した同年 3 月 29 日付けの収入申告書には、年金収入について、「国民厚生年金 72,203 円」、「企業年金 15,742 円」、「認定額 71,601 円 認定理由 老齢厚生年金」、「認定額 15,742 円 認定理由 企業年金」との記載がある。

イ 処分庁が平成 30 年 10 月 15 日に受理した同年 7 月 7 日付けの収入申告書には、「年金の種類 老齢」、「年金額 ・ 2 ヶ月ごと 175,470 円」、「【収入認定欄】(中略) 1 30 年 8 月分保護費より、次のとおり年金収入を変更 I P する。(01) の (1) 年金 変更前 72,201 円 変更後 87,735 円 (01) の (3) 年金 変更前 15,924 円 変更後 15,924 円」との記載がある。

ウ 処分庁が前記イと同時に受理した通帳の写しには、日付について記載がなく、年金に関して以下の記載がある。

	摘要	お支払い金額 (円)	お預り金額 (円)
	年金	企業年金	31,484
	年金	国民厚生年金	144,406
	年金	企業年金	31,484
	年金	国民厚生年金	144,402
	年金	国民厚生年金	175,470

エ 処分庁が令和元年 6 月 17 日に受理した収入申告書には、「年金額 ・ 2 ヶ月ごと 167,812 円」、「【収入認定欄】(中略) 1 R1 年 6 月分保護費より、次のとおり年金収入を変更 I P する。() の (老齢) 年金 変更前 87,735 円 変更後 87,806 円 I P 処理は、企業年金の収入額を確認のうえ処理する。→ 7/30 処理」との記載がある。

オ 処分庁が前記エと同時に受理した通帳の写しには、年金に関して以下の記載がある。

	摘要	お支払い金額 (円)	お預り金額 (円)
31-04-01	年金	企業年金	955
31-04-15	年金	国民厚生年金	167,670
01-06-03	年金	企業年金	955
01-06-14	年金	国民厚生年金	167,812

カ 令和元年 7 月 26 日付けの記録には、「7 月初旬から実施していた令和元年度税務調査(個人市民税調査票に計上されている年金収入額)と保護費における年金収入認定額に差が生じていたため、R1. 6. 17 に提出された収入申告書を確認したところ、添付されていた通帳履歴の企業年金収入額に疑義が生じたため、平成 30 年中の年金の受給状況を確認するため、施設長あてに通帳(写し)の提出を 7 月中旬に依頼して

いた。7/26 に請求人の通帳（写し）を受領。請求人は老齢年金と企業年金を受給しており、H30 年6月から企業年金収入額が変更（企業年金の一部が老齢年金に合算して支給）されていることを確認。これまでの保護費における収入認定額を再確認のうえ、後日、収入認定の変更を行うこととする。」との記載がある。

キ 処分庁が令和元年7月26日に受理した通帳の写しには、年金に関して以下の記載がある。

	摘要	お支払い金額（円）	お預り金額（円）
30-02-01	年金	企業年金	31,484
30-02-15	年金	国民厚生年金	144,406
30-04-02	年金	企業年金	31,484
30-04-13	年金	国民厚生年金	144,402
30-06-15	年金	国民厚生年金	175,470
30-08-15	年金	国民厚生年金	175,470
30-10-15	年金	国民厚生年金	167,670
30-12-10	年金	企業年金	3,820
30-12-14	年金	国民厚生年金	167,670
31-02-01	年金	企業年金	955
31-02-15	年金	国民厚生年金	167,677
31-04-01	年金	企業年金	955
31-04-15	年金	国民厚生年金	167,670
01-06-03	年金	企業年金	955
01-06-14	年金	国民厚生年金	167,812

ク 令和元年7月30日付けのケース記録票には、「[年金の収入認定について：入力処理] H30 年6月から実際の年金収入額と保護費の収入認定額に差異があることを確認したので、次のとおり認定を変更します。

※H30 年6月以降

- ・老齢年金（変更前）144,402 円÷2＝72,201 円／月
（変更後）175,470 円÷2＝87,735 円／月（H30. 8. 1 変更済）
- ・企業年金（変更前）31,484 円÷2＝15,742 円／月
（変更後）955 円÷2＝477 円／月

企業年金についてはH30 年12月に同年6月、8月、10月、12月の4回分
955 円×4＝3,820 円をまとめて受給

※R 1 年6月以降

・老齢年金 (167,812 円 + 7,800 円 (介護特徴額)) $\div 2 = 87,806$ 円/月に変更
487,735 円 + 71 円

・企業年金 変更なし (477 円/月)

以上により、遡及できる R 1 年 5 月以降の保護費について、R 1 年 5 月から、企業年金の収入認定額を 477 円/月に、R 1 年 6 月から老齢年金の収入認定額を 87,806 円/月に変更します。

※ 5 月分保護費について $\rightarrow 15,265$ 円の追給 (9 月分保護費に上積み)

※ 6 月～8 月分保護費について $\rightarrow 15,194$ 円/月の追給 (9 月分保護費に上積み)
「15,265 円 - 71 円」どの記載がある。

ケ 令和元年 7 月 30 日付けの記録には、「施設長への経過説明時に査察指導員同席
平成 30 年 6 月以降の企業年金収入額に減額変更があったが、保護費の収入認定額
に反映されていなかった原因としては、企業年金収入額の減額変更時に提出すべき
収入申告書にその旨の記載がなかったことに起因している。また、年金額が変更とな
る場合は、企業年金を支給している企業側からなんらかの変更通知書類やはがき等
が送付されているはずであるが、当該書類等を処分庁に提出されていないことも大
きな要因である。

今回、なぜ企業年金額が変更されているとことが判明したかという点、令和元年 6 月
～7 日に税務調査という調査 (全ケース対象) があり、年金収入額と保護費の収入認
定額に差異がないか確認していたところ、収入認定額の方が多いという問題が見つ
かり、令和元年 6 月 17 日に提出された収入申告書には企業年金収入額の記載はなか
ったが添付されていた通帳履歴にて直近の企業年金額と保護費の収入認定額に差が
あることを処分庁側が気づき、関連の通帳履歴の再提出を指示。令和元年 7 月 26 日
に再提出のあった平成 29 年 12 月以降の通帳履歴にて平成 30 年 6 月以降に企業年金
収入額が減額変更されていることが判明したものである。

したがって、判明月の前々月である令和元年 5 月分・6 月分・7 月分及び入力処理
期限が終了している 8 月分保護費における企業年金収入認定額を減額変更し、算出
された追給額を 9 月分保護費に上積み支給する旨を説明。

施設長より「今回のようなことを防ぐにはどうしたら良いか」との質問があったた
め、金銭管理を行っている施設側として、年金収入額等に変更があれば、年金事務所
等からの通知やはがきを添付のうえ、すみやかに届出申告してもらう義務があるこ
と、保護費が変更された際はかならず通知書を送付しているので収入認定額等の内
容を確認してもらい疑義があれば担当ケースワーカーへ確認してもらう必要がある
ことを説明。

実際の企業年金収入額よりも多くの額で収入認定を行っていたことは事実である
が、減額変更された平成 30 年 6 月から遡って変更することはできない。申し訳ない

ことだが、処分庁としては実施要領に基づき現時点で遡って追給できる範囲として令和元年5月以降分となる旨を説明。」との記載がある。

コ 令和元年7月30日付けで起案した同年5月1日を変更年月日とする同月分保護費の保護決定調書には、「決定理由 令和元年5月から企業年金の収入認定額を変更します。この変更により生じる5月分保護費の追給額を算出します。」「上積調整欄 対象年月 R01.09 金額 15,265 円」、「その他収入 種別 老齢基礎年 金額 87,735 種別 厚生年金等 金額 477」との記載がある。

サ 令和元年7月30日付けで起案した同年6月1日を変更年月日とする同月分保護費の保護決定調書には、「決定理由 令和元年6月から老齢年金の収入認定額を変更します。この変更及び令和元年5月からの企業年金の収入認定額の変更により生じる6月分保護費の追給額を算出します。」「上積調整欄 対象年月 R01.09 金額 15,194 円」、「その他収入 種別 老齢基礎年 金額 87,806 種別 厚生年金等 金額 477」との記載がある。

シ 令和元年7月30日付けで起案した同年7月1日を変更年月日とする同月分保護費の保護決定調書には、「決定理由 令和元年5月からの企業年金、令和元年6月からの老齢年金の収入認定額の変更により生じる7月分保護費の追給額を算出します。」「上積調整欄 対象年月 R01.09 金額 15,194 円」、「その他収入 種別 老齢基礎年 金額 87,806 種別 厚生年金等 金額 477」との記載がある。

ス 令和元年7月30日付けで起案した同年8月1日を変更年月日とする同月分保護費の保護決定調書には、「決定理由 令和元年5月からの企業年金、令和元年6月からの老齢年金の収入認定額の変更により生じる8月分保護費の追給額を算出します。」「上積調整欄 対象年月 R01.09 金額 15,194 円」、「その他収入 種別 老齢基礎年 金額 87,806 種別 厚生年金等 金額 477」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用す

ることを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 局長通知の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 問答集問13の2は、「(a)世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」の答は、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2. 本件処分について

- (1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)カからクによれば、処分庁は、請求人が受給する企業年金の額に変更があったことを確認したことから、変更額について確認した時点の前々月である令和元年5月分の保護費から企業年金の収入認定額を変更する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 処分庁は、企業年金の受給額が変更された平成 30 年 6 月の時点で請求人が法第 61 条に基づく届出の義務を怠ったことが起因であること、同年 10 月 15 日に受理した収入申告書に企業年金の受給額の変更について記載がなく、変更通知書等の添付はなく通帳履歴においても企業年金の受給額が変更されていると明確に確認できる内容ではなかった旨を主張している。

まず、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) . アによると、処分庁は、請求人が企業年金を受給していることを把握しており、平成 30 年 4 月時点において、15,742 円を収入認定していることが認められる。

次に、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) . イ及びウのとおり、同年 10 月 15 日に受理した収入申告書と同時に受理した通帳の写しには日付の印字がなく、請求人が収入申告書に同年 6 月の老齢年金額として記載した 175,470 円が入金された日については判然としない。

また、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) . イによると、処分庁は、同年 10 月 15 日に受理した収入申告書により判明した変更後の老齢年金額 175,470 円を同年 8 月分保護費から収入認定することとしたことが認められる。

そうすると、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) . イ及びウのとおり、同年 10 月 15 日に受理した通帳の写しには日付がないという事情はあるものの、少なくとも処分庁は、当該通帳の写しの記載によって老齢年金額の変更を特定し、同年 8 月分保護費から収入充当額を変更することとしたのであるから、老齢年金と同様に 2 か月ごとに受給していた企業年金について、当該通帳の写しに記載がないことは十分知り得たと言わざるを得ない。

また、請求人は、同年 6 月分の収入申告書には同月の年金収入として老齢年金のみ記載し、受給していない企業年金については記載していないのであるから、処分庁は、収入申告書を受理した時点において、企業年金の受給の有無について確認を行ったうえで、保護の変更を行う必要があったと言わざるを得ない。

- (3) 前記 (2) の点に加え、最高裁大法廷昭和 42 年 5 月 24 日判決 (最高裁判所民事判例集 21 巻 5 号 1043 頁) が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し (2 条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから (8 条 1 項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁が企業年金の受給額の確認を怠り、平成 30 年 8 月分以降の収入の認定を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができるといえる。

また、東京高等裁判所平成 24 年 7 月 18 日判決は、「実質的にみても、要保護者が

した生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって、（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

- (4) これらを踏まえると、請求人にも企業年金の受給額が変更されたことがわかる書面の提出をせず、その後も処分庁に指示されるまで適正な申告をしなかったという事実が認められるものの、処分庁は、請求人の企業年金の受給額に変動があった事実について、平成30年10月15日に受理した収入申告書及び通帳の写しにより把握することができる。その確認を行っておらず、少なくとも前記1(5)により、発見月の前々月である同年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件処分がこれら処分の適法性を前提として令和元年5月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件処分は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月18日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。